市内指定障害福祉サービス事業所市内指定障害者支援施設 管理者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長

令和5年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出について (通知)

日頃から、本市障害福祉事業施策に御尽力いただき、ありがとうございます。

さて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等の算定にあたっては、「平成18年9月29日厚生労働省告示第523号」の規定により、前年度の実績を届け出ることにより、加算の算定区分や算定するサービス費等を決定することになっています。

このため、提出対象事業所等は令和4年度における利用実績等に基づき、令和5年度の各加算等の算定 状況を提出するようお願いいたします。

1 提出対象事業所・施設

- (1) 療養介護、生活介護、共同生活援助、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就 労継続支援B型、短期入所、就労定着支援を実施するすべての事業所
- (2) 障害者支援施設
 - ※ 障害者支援施設で実施する昼間実施サービスも該当するサービス種類ごとにすべての届出の提出 が必要です。
- (3) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護を実施し、特定事業所加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員特定処遇改善加算又はベースアップ支援加算を算定する事業所

2 提出期限

令和5年4月17日(月)23時59分まで※厳守

- ※ 原則、電子システムにて申請を行ってください。FAX、メールでは受け付けられません。
- ※ 紙媒体で提出する際は、令和5年4月14日(金)までに郵送もしくは持込してください。

3 留意事項

(1) 申請の要否

令和5年4月分報酬から変更がある事業所のみ、体制届の申請が必要となります。

新たに加算を算定する場合	
加算の区分を変更する場合	
加算を算定しなくなる場合	申請が必要
前年度実績に基づく基本報酬の変更がある場合	
令和5年度も利用日数に係る特例の適用を受ける場合	

昨年度と同様の内容で継続して報酬算定する場合

加算やサービス費に影響なく従業員の変更がある場合(※1)

申請は不要

※1 4月に提出する体制届については届出不要ですが、従業員の人員等に変更が生じた場合は、今までどおり「変更届出書」を変更があった日から10日以内に届出をする必要があります。

- ※2 令和5年度における<u>就労系障害福祉サービスの基本報酬算定</u>については、別添のとおり、新型 コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いないことも可能とされております。この特 例により、過年度実績に基づく基本報酬に変更がない場合も届出は不要とします。
- (2)電子システムで申請を行う際、原本提出が求められるもの(実務経験証明書、就労証明書等)は紙 媒体で障害者施設指導課事業者指定担当へ提出してください。その際、宛所不明防止のため、必ず 体制届(様式第1号)1枚を添えてください。
- (3) 体制届を紙媒体で提出する際は、提出書類一覧のとおり、様式第1号を先頭として並べてサービス 種類ごとにクリアファイル等に入れて提出をお願いいたします。なお、福祉・介護職員処遇改善加 算等計画書や変更届出書等と同封して郵送いただいても構いませんが、必ずクリアファイルごとに 分けて提出をお願いいたします。
 - ※ 複数の事業所をまとめて提出する場合も、各事業所のサービスごとにクリアファイルに入れて提出をお願いいたします。
- (4) 人員基準上満たすべき従業者の員数を算定する際の利用者数は、前年度の平均を用いることとされています。前年度の平均を算出のうえ、人員基準上、要件を満たしていることを必ず確認してください。(就労継続支援A型を除く)
- (5) 算定要件に前年度の実績等を有する加算(移行準備支援体制加算・就労移行支援体制加算・重度者支援体制加算・就労定着実績体制加算)を継続して算定する場合、前年度実績等を確認し、令和5年度においても算定要件を満たすことを必ず確認してください。(就労継続支援A型を除く)
- (6) 就労継続支援A型事業者は、利用を希望する者が個々のニーズに応じた良質なサービスを選択できるよう運営状況を評価し、1年に1回以上(原則毎年度4月中)評価結果をインターネットの利用 その他の方法により公表することとされています。
- 4 体制届に関する質問等

<u>記載方法等にかかるお問い合わせは以下に掲載されている「FAX質問票」を用いて御連絡ください。</u> <u>確認次第回答いたします。なお、電話、メールでのお問合せは対応いたしませんことを御了承ください。</u> 【掲載先】

障害福祉サービスかながわトップページ→書式ライブラリ \rightarrow 3. 川崎市からのお知らせ \rightarrow 10. 各種様式(請求、事故報告関連) \rightarrow 1. 共通 \rightarrow 2017/03/23 FAX 質問票

- 本市以外に所在する事業所については、当該政令指定都市・中核市へ御提出ください(本市より転送等をいたしません)。
- 〇 現在掲載されている令和5年度版の最新の様式を使用して、御提出ください。

【体制届の様式の掲載場所】

障害福祉情報サービスかながわ>書式ライブラリ>3. 川崎市からのお知らせ>8-2. 令和5年度体制届に関するお知らせ

【体制届の提出先及び問合せ先】

〇公益財団法人かながわ福祉サービス振興会 運営指導課 川崎市体制届係

(web 申請フォーム https://shogaitaiseitodoke-r5.kanafuku-sinsei.jp/ から申請提出。メールでの提出は受け付けていません)

※システム操作に関する問合せ先 電話:045-681-8434 Eメール:shogu@kanafuku.jp

↓ 電子申請システムマニュアルURL ↓

https://kanafuku.box.com/s/w1zvkksa1zwlqub7jh036n6oext39p8e

○川崎市健康福祉局障害保健福祉部 障害者施設指導課 事業者指定担当

※加算の取得方法やその他のお問合せ先 電話:044-200-2927

※紙媒体を郵送する際は、封筒に「(サービス名)体制届在中」と記載してください。

<提出先>

○郵送の場合

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課事業所指定担当 宛

○持参の場合

〒212-0013 川崎市幸区堀川町 580 ソリッドスクエア西館 10 階

※FAX、メールでの御提出は受付いたしません。

障害者施設指導課事業者指定担当

FAX: 044 (200) 3932